

社会福祉法人身延町社会福祉協議会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人身延町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条の規定に基づき、本会の役員等に支給する報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 この規定において、報酬の支給を受ける役員等は、本会役員等選任規程（平成16年身社協規程第11号）第2条第1項第1号から第5号及び第3条第1項第1号から第4号に規定する理事、評議員及び監事とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報	酬（日額）
会長理事会出席報酬		3,000円
その他の理事及び監事理事会出席報酬		2,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報	酬（日額）
評議員会出席報酬		2,000円

(役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 会長が理事会及び評議員会以外の日において、法人の運営のため業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、会長の命を受けて法人の運営のための業務にあたった場合、又は評議員が評議員会以外の日において会長の命を受けて法人の運営のための業務にあたった場合は別表により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人の運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年9月27日から施行する。

(社会福祉法人身延町社会福祉協議会役員報酬規程の廃止)

2 社会福祉法人身延町社会福祉協議会役員報酬規程は廃止する。

別表

名 称	報 酬
会長業務報酬（日額）	3,000円
理事及び評議員業務報酬（日額）	2,000円
監事監査指導報酬等（日額）	2,000円